

事 務 連 絡  
令和 5 年 11 月 13 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和 5 年度被害者保護増進等事業費補助金（在宅療養環境整備事業）  
第 3 次公募について（周知）

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省においては、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合（いわゆる「介護者なき後」）でも、引き続き住み慣れた地域で生活を継続できる環境を整備するため、居宅介護事業所等の人材確保等に係る経費の支援を行うこととしております。

別添のとおり、**令和 5 年 11 月 13 日（月）～令和 6 年 1 月 9 日（火）**の間、当該事業に係る公募を行うとの連絡があったことから、補助対象事業者への周知に御協力をお願いいたします。

【補助対象事業者】

- ・ 居宅介護事業所
- ・ 重度訪問介護事業所

なお、具体的な補助の要件等、当該事業に関する問合せは、下記までご連絡をお願いいたします。

在宅療養環境事業（被害者保護増進等費補助金）に関する問い合わせ先  
自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（在宅療養環境整備事業担当）  
電話：080-7052-5403  
e-mail：koutsujiko-sien@koutsujiko-mlit.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 御中

国土交通省自動車局保障制度参事官室

令和 5 年度被害者保護増進等事業費補助金（在宅療養環境整備事業）第 3 次公募について  
（周知依頼）

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しております。

今般、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合（いわゆる「介護者なき後」）への不安が強く寄せられています。

一方、介護職員は厳しい人手不足の状況となっているが、自動車事故被害者への訪問サービスについては、これまで以上に充実した対策が求められています。

国土交通省としては、こうした声に応えるべく介護者なき後をみすえ、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方が引き続き住み慣れた地域での生活を継続する環境を整備するため、居宅介護事業所等の新設及び人材確保等に係る経費の支援を行うこととしております。

別添のとおり、**令和 5 年 11 月 13 日（月）～令和 6 年 1 月 9 日（火）**の間、公募を行います。つきましては、地方自治体及び居宅介護事業所や重度訪問介護事業所を運営する事業者等に対して、本補助事業公募にかかるご案内・周知にご協力をお願い申し上げます。また、公募のご案内、プレス資料等を添付いたしますので貴省におかれましても、報道発表のご協力をお願い致します。

本補助事業の詳細等につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

記

1. 送付資料

別紙 1：国土交通省プレス発表資料

別紙 2：公募要領

2. お問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3

国土交通省自動車局保障制度参事官室（担当：山本、福田、佐々木）

電話：03-5253-8111(内線：41418) 03-5253-8580(直通)

e-mail：[hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp)